

[様式 9 - 1]

福祉サービス等第三者評価結果

総合評価

受診施設名	ママぐりお	施設種別	児童発達支援センター
評価機関名	特定非営利活動法人 きょうと福祉ネットワーク「一期一会」		

令和 6 年 1 2 月 1 3 日

総 評	児童発達支援センターママぐりおの運営主体である社会福祉法人朔日は平成25年2月に城陽市でNPO法人「朔日の会」として設立されました。その後、平成29年4月に八幡市地域生活支援拠点I-B00開設、令和元年8月に八幡市より社会福祉法人朔日認可を受ける現在に至ります。 ママぐりおが設置されている児童発達支援センターA-B0024は法人本部、相談事業所、放課後等デイサービスセンター、生活介護事業所が併設され、単独ではなく事業所間の連携も密にしながら地域のニーズに対応をされています。また、「地域交流室」や「café ORASION」が併設され、地域に向けた公益的な活動に積極的に取り組んでいます。 児童発達支援センターママぐりおでは、2歳児から就学前のお子様を対象に、心身の発達を促しながら、ひとりひとりの自己肯定感を大切に、将来社会生活で過ごすための基礎を身に付けていくことを目的に療育を行っています。 より効果的な療育を実施するために専門職の配置がなされ、発達検査や検査に基づくプログラムが実施されていました。また、基本的に親子で通園をする事を基本としている事も特徴的な事の一つで子どもの療育を保護者、家族がその場で確認できる事で療育の質向上に繋がるだけではなく、家族同士の繋がり、機会を作る事や療育の方法を知る事が子どもの理解に繋がり家族への支援となっている。 また、卒所後の保護者を対象に「まむさろん」を開催して親が話を聴いてもらう場所づくりや「ペアレントメンター」の養成を行うなど充実した就学後もきめ細かい支援を行っています。 今後もより専門性の高い支援を目指すとともにネットワーク会議等を通じて様々な関係機関との連携する中で地域の拠点として役割を果たしていけることを期待します。
特に良かった点(※)	Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献 地域とのかかわり方の方針はホームページに明記しています。保護者控室に研修や地域情報は掲示しています。 就学に向けた支援として学校への引継ぎは家族に委ねるのではなく、事業所から学校に訪問し引き継ぐなど丁寧な取り組みを実施しています。また、卒園児のフォローとして「ママサロン（月1回）」でのボランティアの受け入れやペアレントメンター養成講座を実施しています。 関係機関との連携については、「八幡市子ども支援ネットワ

	ーク」(八幡市内の児童発達、放課後等デイサービスの事業所が加入)を立ち上げ、研修会の開催や情報共有をしています。 教育と福祉の連携という課題の解決に向けては、「八幡市版トライアングルプロジェクト」として取り組んでいます。 地域貢献の取り組みとしては、自立支援協議会を通じて社会福祉協議会等との連携で地域の課題解決に取り組んでいる事例もあり、併設するカフェでこども食堂も実施しています。 Ⅲ-2-(2)適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。 児童発達支援管理責任者が主となり、発達検査(新版K式検査2020)の結果も踏まえたアセスメントが作成されています。モニタリングの時期は定められており、定期的な振返りを行い、保護者への説明、職員間での課題共有がされています。 モニタリング時にはご家族の意向も確認しながら利用者の実情に応じた継続や更新をしています。 A-2-(1)意思の尊重とコミュニケーション 本人の特性に応じて楽しいと感じられる場面で、コミュニケーションの相手となる他者を意識できるように意図的に職員が介入する事でコミュニケーションの機会としています。言葉の前の言葉にも着目して本人に応じた補助代替コミュニケーションを導入しています。また、選択する機会を重視し、楽しめる事や好きな事を項目に入れる事で自身で決定する事に取り組んでいます。クラス分けの配慮や特性に応じた伝え方を工夫する事で利用者同志の関係も調整しています。
特に改善が望まれる点(※)	I-3 事業計画の策定 単年度の事業計画は策定されていますが、法人としての中長期計画は策定されていませんでした。 単年度事業計画の策定については、年1~2回、個別の職員面談の機会を持ち管理者が事業所全体の状況を把握するとともに、事業計画にも反映しています。また、半期で事業計画の見直しをしており、ABC表記で進捗状況を記載して12月の中間決算の理事会で報告しています。しかし、職員に対して職員会議(月1回)で説明していますが事業計画の理解を促す取り組みが不十分と認識しています。あわせて、利用者本人や家族には事業計画の周知はされていませんでした。事業計画の重要事項などの要点をしおりなどの配布物に記載をしてはいかがでしょうか。 Ⅲ-1-(4)障害のある本人が意見等を述べやすい体制が確保されている。 苦情に関しては重要事項説明書に記載し、保護者に説明がなされています。しかし、第三者委員が設置されておらず、苦情解決状況の公表が行われていないため、評価の留意点に基づいてC評価となります。 また、意見や要望については、日々の聞き取りや意見箱の設置、無記名でのアンケートなど、意見を聴き取りはなされてお

り、意見に対しての対応も職員会議で検討し「しおり」の更新をするなど具体的に実施しています。しかし意見要望に関するマニュアルは作成できませんでした。

Ⅲ-2-(3)②障害のある本人に関する記録の管理体制が確立している。

個人情報管理規定が定められており、マイナンバーや職員の情報も厳重に保管をしています。また、保管、保存、持ち出し、廃棄に関する規定が定められています。しかし、情報開示に関する規定は定められていませんでした。リスク管理の観点からも整備されることを検討されてはいかがでしょうか。

※それぞれ内容を3点程度に絞って掲載しています。評価項目毎のコメントは「評価結果対比シート」の「自由記述欄」に記載しています。

